

平成 3 0 年 3 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

平成 3 0 年 2 月 2 6 日

印刷物番号

29-85

## も く じ

議案第 1 号	平成 29 年度大東市一般会計補正予算（第 6 次）について	別冊
議案第 2 号	平成 29 年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次） について	別冊
議案第 3 号	平成 29 年度大東市介護保険特別会計補正予算（第 4 次）に ついて	別冊
議案第 4 号	平成 29 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算 （第 3 次）について	別冊
議案第 5 号	平成 29 年度大東市下水道事業会計補正予算（第 2 次）につ いて	別冊
議案第 6 号	平成 30 年度大東市一般会計予算について	別冊
議案第 7 号	平成 30 年度大東市国民健康保険特別会計予算について	別冊
議案第 8 号	平成 30 年度大東市交通災害共済事業特別会計予算について	別冊
議案第 9 号	平成 30 年度大東市火災共済事業特別会計予算について	別冊
議案第 10 号	平成 30 年度大東市介護保険特別会計予算について	別冊
議案第 11 号	平成 30 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計予算につい て	別冊
議案第 12 号	平成 30 年度大東市水道事業会計予算について	別冊
議案第 13 号	平成 30 年度大東市下水道事業会計予算について	別冊
議案第 14 号	大東市教育長の任命について	1
議案第 15 号	大東市障害福祉計画の変更について	別冊
議案第 16 号	大東市総合介護計画の変更について	別冊
議案第 17 号	大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に ついて	2
議案第 18 号	大東市附属機関条例の一部を改正する条例について	4
議案第 19 号	大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例について	8
議案第 20 号	大東市印鑑登録および証明に関する条例の一部を改正する等 の条例について	10

議案第 2 1 号	大東市立幼稚園条例の一部を改正する条例について-----	1 3
議案第 2 2 号	大東市指定居宅介護支援事業者の指定ならびに指定居宅介護 支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例に ついて-----	1 5
議案第 2 3 号	大東市手数料条例の一部を改正する条例について-----	1 8
議案第 2 4 号	大東市介護保険条例の一部を改正する条例について-----	2 1
議案第 2 5 号	大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について-----	2 4
議案第 2 6 号	大東市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に ついて-----	2 8
議案第 2 7 号	大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場条例の一部を改正 する条例について-----	3 0

議案第14号

大東市教育長の任命について

大東市教育長 亀岡 治義氏の任期が、平成30年3月31日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年2月26日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所



氏 名

亀 岡 治 義

生年月日



公 職 歴

昭和48年	1月	大東市奉職
平成22年	4月	生涯学習部長・兼教育委員会事務局生涯学習部長
平成23年	4月	総務部長
平成24年	5月	大東市教育委員会委員（教育長）
平成27年	4月	～ 現在 大東市教育長

議案第17号

大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月26日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成30年政令第29号）が平成30年2月7日付けで公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
条 例 第 号

大東市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「、第1号」の次に「または第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者が不在の場合には、そのうち1人については」および「）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者および第2号に該当する扶養親族が不在の場合には、そのうち1人については、300円）」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大東市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた大東市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）ならびに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金および同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）および同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第18号

大東市附属機関条例の一部を改正する条例について

大東市附属機関条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月26日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき本市が設置する附属機関を追加すること等に伴い、所要の改正を行うため。



大東市附属機関条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
 条 例 第 号

大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の項の前に次のように加える。

大東市総合計画 審議会	大東市総合計画に関する事項についての調査審議に関する事務	15人以内
----------------	------------------------------	-------

別表市長の部大東市産業振興市民会議の項の次に次のように加える。

大東市特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬および政務活動費の額ならびに市長、副市長、教育長および上下水道事業管理者の給料の額についての審議に関する事務	10人以内
大東市退職手当 審査会	一般職の職員の退職手当の支給制限等の処分についての審議に関する事務	5人以内
大東市住居表示 審議会	住居表示整備事業に関する重要事項についての調査審議に関する事務	15人以内

別表市長の部大東市いじめ問題再調査委員会の項の次に次のように加える。

大東市人権擁護 施策推進審議会	人権擁護施策に関する基本的事項についての調査審議に関する事務	15人以内
大東市男女共同 参画社会行動計 画策定委員会	大東市男女共同参画社会行動計画についての調査審議に関する事務	15人以内

別表市長の部大東市児童福祉施設等設置審議会の項の次に次のように加える。

大東市児童福祉 審議会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項から第3項までに規	15人以内
----------------	------------------------------------	-------

	定する事項についての調査審議に関する事務	
大東市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項、大東市次世代育成支援対策行動計画に関する事項その他子ども・子育て支援に関する事項についての調査審議に関する事務	15人以内

別表市長の部大東市予防接種健康被害調査委員会の項の次に次のように加える。

大東市自殺対策計画策定委員会	大東市自殺対策計画についての調査審議に関する事務	13人以内
----------------	--------------------------	-------

別表市長の部大東市地域公共交通会議の項の次に次のように加える。

大東市景観審議会	大東市景観計画についての調査審議および景観形成に関する重要事項についての調査審議等に関する事務	15人以内
大東市青少年問題協議会	青少年問題の総合的施策の樹立についての調査審議およびその施策を実施するために必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務	15人以内

## 付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（大東市総合計画審議会条例等の廃止）

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 大東市総合計画審議会条例（昭和44年条例第25号）
- (2) 大東市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第30号）
- (3) 大東市退職手当審査会条例（平成21年条例第27号）
- (4) 大東市児童福祉審議会条例（昭和49年条例第20号）

- (5) 大東市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第35号）
- (6) 大東市環境審議会条例（平成16年条例第7号）
- (7) 大東市住居表示審議会条例（昭和40年条例第11号）
- (8) 大東市人権擁護施策推進審議会条例（平成12年条例第1号）
- (9) 大東市商工業対策審議会条例（昭和53年条例第4号）
- (10) 大東市青少年問題協議会条例（昭和45年条例第8号）

（経過措置）

第3条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に前条の規定による廃止前の大東市子ども・子育て会議条例に規定する大東市子ども・子育て会議（以下「旧会議」という。）の委員である者は、施行日にこの条例による改正後の大東市附属機関条例に規定する大東市子ども・子育て会議の委員として委嘱および任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱および任命されたものとみなされる者の任期は、旧会議の委員としての任期の残任期間とする。

（大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「大東市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第35号）」を「大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）」に改める。

（大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「大東市児童福祉審議会条例（昭和49年条例第20号）」を「大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）」に改める。

（大東市人権尊重のまちづくり条例の一部改正）

第6条 大東市人権尊重のまちづくり条例（平成13年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条中「大東市人権擁護施策推進審議会条例（平成12年条例第1号）」を「大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）」に改める。

議案第19号

大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月26日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

住居手当の額および勤勉手当の額の算出方法を変更することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
条 例 第 号

大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成8年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項および第2項を次のように改める。

住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員で世帯主であるもの 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員で世帯主であるもの 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）に11,000円を加算した額

第28条第3項および第4項を次のように改める。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第27条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第28条第3項」と読み替えるものとする。第28条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 育児短時間勤務職員等に対する前2項の規定の適用については、第3項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」と、前項中「第27条第5項」とあるのは「第27条第6項において読み替えられた同条第5項」とする。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第20号

大東市印鑑登録および証明に関する条例の一部を改正する等の条例について

大東市印鑑登録および証明に関する条例の一部を改正する等の条例を次のとおり制定する。

平成30年2月26日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

個人番号カードを利用した印鑑登録証明書等のコンビニ交付サービスの開始および自動交付機の廃止等に伴い、所要の改正等を行うため。

大東市印鑑登録および証明に関する条例の一部を改正する等の条例（案）

平成 年 月 日  
条 例 第 号

（大東市印鑑登録および証明に関する条例の一部改正）

第1条 大東市印鑑登録および証明に関する条例（平成9年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「暗証番号その他」を削り、同条第2号から第4号までを削り、同条第5号中「住民基本台帳法」の次に「(昭和42年法律第81号)」を加え、同号を同条第2号とする。

第7条第1項中「の各号」を削る。

第8条の見出し中「交付等」を「交付」に改め、同条中「し、または印鑑登録者が交付を受けている住民基本台帳カードに必要な情報を記録」を削る。

第10条第1項を削り、同条第2項中「前項に規定する届出があったときまたは印鑑登録原票の登録事項」を「印鑑登録原票の登録事項（印影を除く。）」に改め、同項を同条第1項とする。

第11条第2号および第3号中「亡失したとき」を「亡失し、発見に至らないとき」に改める。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

第15条第1項中「または住民基本台帳カード」を削り、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（個人番号カードによる印鑑登録証明書の交付申請等）

第15条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定による利用者証明用電子証明書の記録を受けたものに限る。）を利用して本市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機に必要な事項を入力することにより、当該端末機より印鑑

登録証明書の交付を申請し、これの交付を受けることができる。

第16条を削る。

第17条中「第8条、第11条または第13条第4項」を「第8条または第11条」に改め、同条を第16条とし、第18条から第21条までを1条ずつ繰り上げる。

(大東市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止)

第2条 大東市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成18年条例第2号）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際第1条の規定による改正前の大東市印鑑登録および証明に関する条例第8条の規定に基づき現に交付されている必要な情報が記録された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）は、この条例の施行の日から当該住基カードの有効期間の満了等によりその効力を失う日または第1条の規定による改正後の大東市印鑑登録および証明に関する条例（以下「新条例」という。）第12条の規定により印鑑の登録が消除される日まで、新条例第8条の規定による印鑑登録証としての目的に利用することができるものとする。

3 新条例第9条の規定は、住基カードを返納する場合について準用する。



議案第21号

大東市立幼稚園条例の一部を改正する条例について

大東市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月26日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

預かり保育の実施時間を延長することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立幼稚園条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
条 例 第 号

大東市立幼稚園条例（昭和46年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条中「午後5時まで」を「午後6時まで」に改める。

第7条第3号を次のように改める。

(3) 預かり保育料 次に掲げる区分に応じ、次に掲げる額

ア 預かり保育を受ける時間が教育時間の終了後から午後4時30分までの場合 預かり保育を受ける園児1人につき日額200円

イ 預かり保育を受ける時間が教育時間の終了後から午後6時までの場合 預かり保育を受ける園児1人につき日額400円

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 22 号

大東市指定居宅介護支援事業者の指定ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例について

大東市指定居宅介護支援事業者の指定ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）が平成 30 年 4 月 1 日から施行し、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）が改正されることに伴い、指定居宅介護支援事業者の指定ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定めるため。

大東市指定居宅介護支援事業者の指定ならびに指定居宅介護支援等の事業の  
人員および運営に関する基準を定める条例（案）

平成 年 月 日  
条 例 第 号

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号ならびに第81条第1項および第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法に定めるところによる。

（指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準）

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（指定居宅介護支援の事業の人員および運営に関する基準）

第4条 法第81条第1項の条例で定める員数および同条第2項の条例で定める運営に関する基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）に定めるところによる。

（記録の保存年限）

第5条 前条の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等基準第29条第2項各号に掲げる記録を、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第6条 前2条の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第5条(第6条において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後に整備の対象となる記録および現に大阪府指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年大阪府条例第136号。以下「府条例」という。)の規定により保存されている記録であって、府条例の規定による保存期間が満了していないものについて適用する。

(管理者に係る経過措置)

3 平成33年3月31日までの間は、第4条(第6条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準第3条第1項に規定する管理者とすることができる。

議案第23号

大東市手数料条例の一部を改正する条例について

大東市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月26日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請および指定の更新の申請に係る手数料を追加することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市手数料条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
 条 例 第 号

大東市手数料条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表19の項中

「

介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（同法第78条の2第10項の規定により当該指定があったものとみなされたものを除く。）の更新の申請（以下この項において「指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請」という。）	1件につき 10,000円
---	------------------

」

を

「

介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（同法第78条の2第10項の規定により当該指定があったものとみなされたものを除く。）の更新の申請（以下この項において「指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請」という。）	1件につき 10,000円
介護保険法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請	1件につき 30,000円
介護保険法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請	1件につき 10,000円

に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



議案第24号

大東市介護保険条例の一部を改正する条例について

大東市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月26日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

介護保険の第1号被保険者の保険料率を改定すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
条 例 第 号

大東市介護保険条例（平成18年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「34,920円」を「38,280円」に改め、同項第2号および第3号中「52,380円」を「57,420円」に改め、同項第4号中「62,856円」を「68,904円」に改め、同項第5号中「69,840円」を「76,560円」に改め、同項第6号中「83,808円」を「91,872円」に改め、同号ア中「という。）」の次に「(租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号中「90,792円」を「99,528円」に改め、同号ア中「1,900,000円未満」を「2,000,000円未満」に改め、同項第8号中「104,760円」を「114,840円」に改め、同号ア中「1,900,000円以上2,900,000円未満」を「2,000,000円以上3,000,000円未満」に改め、同項第9号中「118,728円」を「130,152円」に改め、同号ア中「2,900,000円以上」を「3,000,000円以上」に改め、同項第10号中「125,712円」を「137,808円」に改め、同項第11号中「139,680円」を「153,120円」に改め、同項第12号中「153,648円」を「168,432円」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成30年度」に、「31,428円」を「34,452円」に改める。

第19条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

付 則  
(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大東市介護保険条例第4条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料に適用し、平成29年度以前の年度分については、なお従前の例による。

議案第25号

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月26日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

国民健康保険税の課税額を変更することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
条 例 第 号

大東市国民健康保険税条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）および介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「（国民健康保険の

被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第3条第1項中「100分の8.10」を「100分の8.08」に改める。

第4条中「23,540円」を「24,611円」に改める。

第5条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削り、「33,900円」を「29,668円」に改め、同条第2号中「16,950円」を「14,834円」に改め、同条第3号中「25,425円」を「22,251円」に改める。

第6条中「100分の3.74」を「100分の3.49」に改める。

第7条中「5,880円」を「6,478円」に改める。

第7条の2第1号中「9,220円」を「9,970円」に改め、同条第2号中「4,610円」を「4,985円」に改め、同条第3号中「6,915円」を「7,477円」に改める。

第8条中「100分の2.80」を「100分の2.42」に改める。

第23条第1号ア中「16,478円」を「17,228円」に改め、同号イ(ア)中「23,730円」を「20,768円」に改め、同号イ(イ)中「11,865円」を「10,384円」に改め、同号イ(ウ)中「17,798円」を「15,576円」に改め、同号ウ中「4,116円」を「4,535円」に改め、同号エ(ア)中「6,454円」を「6,979円」に改め、同号エ(イ)中「3,227円」を「3,490円」に改め、同号エ(ウ)中「4,841円」を「5,234円」に改め、同条第2号ア中「11,770円」を「12,306円」に改め、同号イ(ア)中「16,950円」を「14,834円」に改め、同号イ(イ)中「8,475円」を「7,417円」に改め、同号イ(ウ)中「12,713円」を「11,126円」に改め、同号ウ中「2,940円」を「3,239円」に改め、同号エ(ア)中「4,610円」を「4,985円」に改め、同号エ(イ)中「2,305円」を「2,493円」に改め、同号エ(ウ)中「3,458円」を「3,739円」に改め、同条第3号ア中「4,708円」を「4,923円」に改め、同号イ(ア)中「6,780円」を「5,934円」に改め、同号イ(イ)中「3,390円」を「2,967円」に改め、同号イ(ウ)中「5,085円」を「4,451円」に改め、同号ウ中「1,176円」を「1,296円」に改め、同号エ(ア)中「1,844円」を「1,994円」に改め、同号エ(イ)中「922円」を「997円」に改め、同号エ(ウ)中「1,383円」を「1,496円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大東市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第26号

大東市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

大東市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月26日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第258号）が平成30年4月1日から施行し、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）が改正されること等に伴い、所要の改正を行うため。



大東市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
条 例 第 号

大東市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「、最後に行った同号」を「、最後に行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項および第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

付則第2条を削り、付則第3条を付則第2条とし、付則第4条を付則第3条とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大東市後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に国民健康保険の被保険者となった者について適用し、同日前に国民健康保険の被保険者となった者については、なお従前の例による。

議案第27号

大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場条例の一部を改正する条例について

大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月26日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

駐車場を定期駐車として使用できる車両に自動二輪車を加えること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日

条 例 第 号

大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場条例（平成19年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 法第2条第1項第9号に規定する自動車のうち、法第3条に規定する中型自動車、準中型自動車および普通自動車（次号を除き、以下「自動車」という。）

第4条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第2条第1項第9号に規定する自動車のうち、法第3条に規定する大型自動二輪車および普通自動二輪車（以下「自動二輪車」という。）

第5条第2項の表定期駐車の一部原動機付自転車の項の前に次のように加える。

自動二輪車
-------

第5条第3項中「自動車」の次に「および自動二輪車」を加える。

第13条第1号中「自動車」の次に「、自動二輪車」を加える。

別表区分の一部中「駐車料金等」を「駐車料金」に改める。

別表定期駐車の一部原動機付自転車の項の前に次のように加える。

自動二輪車のうち、総排気量が50 CCを超え、125CC以下のもの	1か月	3,300円
	3か月	9,000円
自動二輪車のうち、総排気量が 125CCを超えるもの	1か月	4,000円
	3か月	10,800円

別表定期駐車の一部中

「

定期駐車券を紛失または破損したとき		
原動機付自転車	定期駐車券再発行	1,000円
自転車	実費負担分	

を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 定期駐車券（自動二輪車に係るものを除く。）を紛失または破損したときは、定期駐車券の再発行に係る実費負担分として、1,000円を徴収する。

#### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 自動二輪車の定期駐車に係る使用の許可等必要な手続き等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。